

第4回定時株主総会招集ご通知添付書類

# 第4期事業報告

〔 平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注)本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半は原油をはじめとする原材料価格の高騰の影響が企業収益等を圧迫し、後半には世界的な金融危機の深刻化により、輸出、設備投資、個人消費等が減少し、またそれに伴って雇用情勢が悪化するなど極めて厳しい状況となりました。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、原油価格の高騰、景気の落ち込みなどの影響を受け、通行台数は前期比2.1%の大幅な減少となりました。

また、高速道路事業における料金収入は、通行台数の大幅な減少に加え、国の政策である新規割引制度を平成20年10月から導入した影響などもあり、前期比6.2%の大幅な減少(614,436百万円)となりました。

高速道路事業以外の事業における営業収益については、受託事業における工事完成高は減少したものの、サービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)事業及びその他の事業は概ね順調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益が806,771百万円(前連結会計年度比12.3%減)、営業費用が798,942百万円(前連結会計年度比12.3%減)、営業利益が7,828百万円(前連結会計年度比19.2%減)、経常利益が10,305百万円(前連結会計年度比11.3%減)、当期純利益が5,806百万円(前連結会計年度比24.2%減)となりました。

なお、事業別の概況は次のとおりです。

### (高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号(広島呉道路)に関する協定」、「一般国道165号及び166号(南阪奈道路)に関する協定」、「一般国道201号(八木山バイパス)に関する協定」及び「一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。)道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

そのうち、管理事業については、「100%の安全・安心」と「CS<sup>(1)</sup>の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービスの提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、当連結会計年度中に高速道路の維持管理業務を担当当社出資の子会社(パートナー会社)15社と一体となった管理体制により、道路構

造物の老朽化対応としての補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、E T Cの利用促進を図るとともに、E T Cを活用した各種料金割引として従前から実施しているマイレージ割引や夜間割引などの割引に加え、『安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）』や『生活対策（平成20年10月30日）』に基づく高速道路料金の引下げ等を当連結会計年度より実施しました。なお、地域の堅調な交通量に支えられ、当社が管理していた一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））が当連結会計年度中の平成21年3月28日より無料開放となりました。

一方、建設事業については、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、機構との協定に基づき事業を計画的かつ着実に推進し、平成20年6月28日には東九州自動車道（津久見インターチェンジ～佐伯インターチェンジ）が開通しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は716,219百万円（前連結会計年度比12.5%減）、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料<sup>(2)</sup>減やE T Cの利用促進など道路管理費の支出減により713,472百万円（前連結会計年度比12.5%減）となり、営業利益は2,747百万円（前連結会計年度比24.0%減）となりました。

#### 1 Customer Satisfaction：顧客満足

- 2 「協定に基づく機構への賃借料」には、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を超過したことに伴う賃借料の減少分（14,874百万円）を反映しています。

#### （受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式<sup>( )</sup>による高速自動車国道の新設や一般国道1号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は62,918百万円（前連結会計年度比15.4%減）、営業費用は62,799百万円（前連結会計年度比15.3%減）となり、営業利益は118百万円（前連結会計年度比57.1%減）となりました。

高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

#### （S A・P A事業）

S A・P A事業においては、当社及び連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社並びにテナント各社と協力し、S A・P Aにおけるお客様満足度の向上を目指すため、テナント評価<sup>(1)</sup>やインセンティブ制度<sup>(2)</sup>を活用し、サー

ビスレベルの向上に取り組みました。また、多様なサービスの提供に向け、専門店やフードコートを導入した店舗のリニューアル、ハイウェイコンビニの展開、ハイウェイオフィス<sup>(3)</sup>、メディカルコーナーの設置などを行いました。その結果、飲食物販部門の売上は91,913百万円(前年同期比2.9%増)となったものの、経済情勢の悪化に伴う消費の低迷による給油数量の減により、ガスステーションの売上が31,429百万円(前年同期比13.7%減)となったため、S A・P A事業におけるテナント等の店舗売上は123,343百万円(前年同期比1.9%減)となりました。

上記に加え、直営店舗のテナント化に伴って直営店舗の売上がテナントからの営業料収入になったこともあり、当連結会計年度の営業収益は22,328百万円(前連結会計年度比2.8%減)、また営業費用については17,423百万円(前連結会計年度比1.0%増)となり、営業利益は4,905百万円(前連結会計年度比14.2%減)となりました。

- 1 店舗運営の基本となるQ S C(クオリティー、サービス、クレンリネス)の状態、営業姿勢、売上高伸び率などを総合的に評価する制度。
- 2 テナントの売上拡大意欲とお客様サービスの向上に繋げるため、毎年度、売上目標額を設定し、目標額を超える売上に対して、一定の賃料低減を行う制度。
- 3 備え付けパソコン、プリンタなどインターネット利用環境を整えた施設。

#### (その他の事業)

上記以外にもその他の事業として、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は5,642百万円(前連結会計年度比29.9%増)、営業費用は5,637百万円(前連結会計年度比31.4%増)となり、営業利益は4百万円(前連結会計年度比90.8%減)となりました。

## (2) 道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額88,694百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

路線・区間等		帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)
近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町まで】	新設	平成21年3月	647
中央自動車道西宮線 【滋賀県大津市一里山六丁目から滋賀県大津市大江八丁目まで】	改築	平成21年3月	1,696
近畿自動車道名古屋神戸線 【甲南インターチェンジ】	新設	平成21年3月	688

山陽自動車道吹田山口線 【山口ジャンクション】	改築	平成 20 年 11 月	3,899
四国横断自動車道阿南四万十線 【愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口まで】	改築	平成 20 年 7 月	2,098
四国横断自動車道阿南四万十線 【高知県南国市岡豊町蒲原から高知県高知市一宮まで】	改築	平成 20 年 5 月 平成 20 年 7 月 平成 21 年 3 月	5,628
九州横断自動車道長崎大分線 【大分光吉インターチェンジ】	改築	平成 20 年 8 月 平成 21 年 3 月	1,067
九州縦貫自動車道鹿児島線 【瀬高インターチェンジ】	新設	平成 21 年 3 月	1,426
東九州自動車道 【大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで】	新設	平成 20 年 6 月	47,184
一般国道 1 号 第二京阪道路 【京都府京都市伏見区向島大黒から京都府久世郡久御山町東一口 字大島先まで】	新設	平成 20 年 9 月	92
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕工事	平成 20 年 6 月 平成 20 年 9 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 3 月	23,830
一般国道 3 1 号 ( 広島呉道路 )	修繕工事	平成 20 年 6 月 平成 20 年 9 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 3 月	57
一般国道 1 6 5 号及び 1 6 6 号 ( 南阪奈道路 )	修繕工事	平成 20 年 9 月 平成 20 年 12 月	29
一般国道 2 0 1 号 ( 八木山バイパス )	修繕工事	平成 20 年 6 月 平成 20 年 9 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 3 月	7
一般国道 5 0 6 号 ( 那覇空港自動車道 ( 南風原道路 ) )	修繕工事	平成 20 年 6 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 3 月	49
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成 20 年 6 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 3 月	288

(注)1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれておりません。

3. 「瀬高インターチェンジ」の開通後の名称は、「みやま柳川インターチェンジ」です。

### (3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は 20,815 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及び E T C 設備（東九州自動車道佐伯インターチェンジ他 4 箇所）
	E T C 設備の増設（20 レーン）
	料金徴収機械等の更新
	S A ・ P A 店舗増改築等（九州自動車道古賀 S A（上り線）他 23 箇所
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	S A ・ P A 店舗増改築等（九州自動車道別府湾 S A（集約）他 6 箇所
西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	土地の購入
西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	作業器具等の譲受け

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及び E T C 設備（阪和自動車道と歌山北インターチェンジ他 14 箇所）
	E T C 設備の増設（13 レーン）
	料金徴収機械等の更新
	S A ・ P A 店舗増改築等（九州自動車道古賀 S A（上り線）他 3 箇所

### (4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 172,000 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額 （百万円）
政府保証第 14 回西日本高速道路債券（10 年債）	平成 20 年 5 月 21 日	10,000
政府保証第 15 回西日本高速道路債券（10 年債）	平成 20 年 6 月 16 日	10,000
政府保証第 16 回西日本高速道路債券（10 年債）	平成 20 年 11 月 18 日	10,000
政府保証第 17 回西日本高速道路債券（10 年債）	平成 21 年 1 月 28 日	10,000
政府保証第 18 回西日本高速道路債券（10 年債）	平成 21 年 3 月 27 日	7,000
西日本高速道路株式会社第 3 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（3 年債）	平成 20 年 10 月 14 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 4 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（3 年債）	平成 21 年 2 月 17 日	15,000
長期借入金（3 年）	平成 20 年 8 月 8 日	15,000

長期借入金（3年）	平成20年9月11日	20,000
長期借入金（3年）	平成20年12月5日	10,000
長期借入金（3年）	平成20年12月17日	20,000
長期借入金（3年）	平成21年3月27日	20,000

## （5）当社グループの対処すべき課題

当社グループは、高速道路事業等を通じてお客様満足を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献することを目指して事業を進めています。平成19年度から平成22年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ、重要な社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命と企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：以下「CSR」といいます。）を果たすため、次の取組みを行います。

### 社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命の達成と道路に関する新たな事業への展開

常にお客様への「100%の安全・安心」の提供を追求するとともに、環境の創造と地域との共生を図り、次世代へ健全な道路を引き継ぎます。

さらに、計画から管理に至る総合的な技術力とノウハウを活かした道路に関する新たな事業の展開により、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献します。

また、高速道路は活力ある地域の形成に不可欠な社会基盤であり、リダンダンシー（緊急時の代替性）の観点からも高速道路ネットワークの早期整備が期待されていることから、その整備を計画的かつ着実に推進します。

### お客様満足の着実なステップアップ

高速道路の効率的な利用を推進するとともに、お客様にわかりやすい料金等についての取組みを進めてまいります。

また、お客様や地域との良好な関係を構築するとともに、お客様に安らぎ、楽しさ、くつろぎを提供します。「不便の解消」から「次世代の利便性への向上」へ、さらには「アミューズメントの提供と新事業への展開」へと挑戦することにより、SA・PAを休憩施設としての機能に留まらない、「お客様満足施設」へと変革させる活動を加速させます。

### ステークホルダーへの還元

高速道路の新設、改築等におけるコスト削減により機構から得た助成金<sup>( )</sup>や、SA・PAにおけるお客様満足のステップアップにより利用を増加させたことに伴う収益の相当部分は、高速道路管理事業の更なる安全の追求のため活用するとともに、お客様サービスの更なる向上へと還元します。

会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、機構が当社に対して与える助成金をいいます。

### 環境への取組み

当社グループの事業活動が環境と深い関わりがあることを踏まえ、高速道路事業

者として、また社会の一員として、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進するとともに、循環型社会の形成及びより良い沿道環境の創造に積極的に取組みます。

#### 社会貢献への取組み

当社グループは、地域社会を構成する良き企業市民として、グループの資産を活用した社会貢献活動を行います。社員一人ひとりが、地域社会の一員でもあり、常に地域社会のためにできることを考え、グループ会社が一体となりS A・P Aのテナントと協同して社会貢献活動を一層推進します。また、当社が参加している高速道路関連社会貢献協議会の活動に対してメニューの提案を行い、活動を推進します。

#### ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの促進

C S Rレポートを公表するなどステークホルダーとの双方向コミュニケーションの取組みを促進し、当社グループの事業活動に対する理解を深めていただくとともに、ステークホルダーの期待を事業活動プロセスに組み込んでいきます。

## (6) 財産及び損益の状況

### 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 3 期	第 4 期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	920,314	806,771
当期純利益(百万円)	7,655	5,806
1株当り当期純利益(円)	80.58	61.12
総資産(百万円)	626,717	698,001
純資産(百万円)	137,153	141,510

(注)当社グループでは前連結会計年度から連結計算書類を作成しております。

### 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期 (当事業年度)
営業収益(百万円)	499,334	772,942	903,520	789,584
当期純利益(百万円)	9,675	9,973	5,487	3,208
1株当り当期純利益(円)	101.85	104.99	57.76	33.78
総資産(百万円)	524,824	596,078	609,400	681,693
純資産(百万円)	105,035	123,007	128,494	131,703

(注) 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。



(7) 重要な子会社等の状況(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(a) 重要な子会社の状況

	会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	S A・P A 内営業施設の管理・運営
	西日本高速道路ロジスティックス株式会社	30	(100.0)	S A・P A への各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務
	西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金収受
	西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
	西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路料金収受及び交通管理
	西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金収受、交通管理、点検・管理及び保全作業
	西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
	西日本高速道路パトロール九州株式会社	115	100.0	高速道路の交通管理
	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	420	100.0	高速道路の保全作業
	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	350	100.0	高速道路の保全作業
	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	90	(79.2)	高速道路の点検・管理
	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	45	(75.8)	高速道路の点検・管理
	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	60	(93.0)	高速道路の点検・管理及び保全作業
	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	80	(81.0)	高速道路の点検・管理
	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	160	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	30	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務

(注) 1. 議決権比率( )書きは、子会社保有の株式を含んでおります。

2. については、平成 20 年 4 月 1 日付けをもって当社の全額出資(資本金

30 百万円) により設立され、平成 20 年 7 月 1 日に不動産関連業務について、従来従事していた会社から事業を譲り受けて、事業を開始しました。

**(b)重要な関連会社の状況**

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
九州高速道路ターミナル株式会社	539	22.3	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業
株式会社 N E X C O システムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理
株式会社高速道路総合技術研究所	45	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
株式会社 N E X C O 保険サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命保険募集業
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75	18.3	料金收受機械保守

**(8) 当社グループの主な事業内容(平成 21 年 3 月 31 日現在)**

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでおります。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A ・ P A 事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

**(9) 当社グループの主要な事業所(平成 21 年 3 月 31 日現在)**

当社の主要な事業所

- ( 本社 ) 大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
- ( その他 ) 関西支社 ( 茨木市 )
- 中国支社 ( 広島市 )
- 四国支社 ( 高松市 )
- 九州支社 ( 福岡市 )

重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 ( 大阪市 )
- 西日本高速道路ロジスティクス株式会社 ( 大阪市 )
- 西日本高速道路サービス関西株式会社 ( 大阪市 )
- 西日本高速道路サービス中国株式会社 ( 広島市 )

西日本高速道路サービス四国株式会社（高松市）  
 西日本高速道路サービス九州株式会社（太宰府市）  
 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社（浦添市）  
 西日本高速道路パトロール関西株式会社（大阪市）  
 西日本高速道路パトロール九州株式会社（福岡市）  
 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社（茨木市）  
 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社（広島市）  
 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社（福岡市）  
 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社（茨木市）  
 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社（広島市）  
 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社（高松市）  
 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社（福岡市）  
 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社（茨木市）  
 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社（大阪市）

**(10) 従業員の状況(平成 21 年 3 月 31 日現在)**

当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数（人）
高速道路事業	11,101
受託事業	
S A ・ P A 事業	446
その他の事業	
全社（共通）	410
計	11,957
	1,321

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数を で外書きしております。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,559 名	9 名	40.9 歳	19 年 0 月

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでおります。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 21 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	8,264
株式会社三井住友銀行	7,792
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,056
農林中央金庫	5,004
信金中央金庫	4,448

2. 会社の株式に関する事項(平成 21 年 3 月 31 日現在)

- (1) 発行可能株式総数 380 百万株
- (2) 発行済株式の総数 95 百万株
- (3) 株主数 2 名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)
国土交通大臣	94,956,798	99.95
財務大臣	43,202	0.05

3. 会社役員に関する事項(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	石田 孝	会社の経営の統括	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	奥田 楯彦	会社の業務執行の統括、CS推進本部長	
専務取締役	山本 正堯	経営企画本部・総務部・保全サービス事業本部・事業開発本部担当	
常務取締役	高田 邦彦	技術部・海外プロジェクト推進部担当、建設事業本部長	
取締役	河本 造	財務部担当	
監査役(常勤)	石川 浩三		

監査役	土岐 憲三		立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授
監査役	惣福脇 亨		社団法人九州経済連合会専務理事

(注) 1. 監査役石川浩三氏、土岐憲三氏及び惣福脇亨氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 監査役石川浩三氏は、税務行政における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	98百万円	(うち社外 0名 -百万円)
監査役	3名	25百万円	(うち社外 3名 25百万円)

## (3) 社外役員に関する事項(当事業年度における主な活動状況)

監査役石川浩三氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会15回のうち15回に出席し、その経験や知見を生かして、内部統制の視点から、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に、また、監査役会15回のうち14回に出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役惣福脇亨氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち11回に、また、監査役会15回のうち15回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	68,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79,800千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社及び西日本高速道路パトロール関西株式会社の監査は、新日本有限責任監査法人が行っております。

### **(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

## **5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容**

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において次のとおり決議しております。

### **(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である行動憲章を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務遂行にあたるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを排除する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。

### **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに適切な情報開示に努める。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

高速道路の交通の安全、お客様・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに対して、経営リスク管理委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対応を行い、常に適切に運用されるよう継続的改善を図る。

入札契約手続については、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的開催するなど、透明性・公正性の確保に努める。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、訓練等を実施する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保する。

取締役は、その職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議する。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図る。

#### **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にする。

グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図る。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する専任の使用人を置く。また、監査役から当該使用人の充実に求められた場合は、これを尊重する。

#### **(8) 前記の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重する。

#### **(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行う。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行う。

#### **(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告する。

また監査役と取締役との意見交換を定期的に行うとともに、監査役が重要な会議への出席など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため必要な措置を求めた場合は、これを尊重する。

### **6. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実**

特に記載すべき事項はありません。



# 第4期 計 算 関 係 書 類

〔 平成 20 年 4 月 1 日 から  
平成 21 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注)本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		30,881
高速道路事業営業未収入金		68,452
未収入金		22,520
短期貸付金		33
有価証券		36,360
仕掛道路資産		292,317
その他		25,115
貸倒引当金		26
流動資産合計		475,653
固定資産		
1.有形固定資産		
建物及び構築物	66,181	
減価償却累計額	11,560	
減損損失累計額	119	54,501
機械装置及び運搬具	88,927	
減価償却累計額	31,145	
減損損失累計額	39	57,741
土地		84,443
その他	13,684	
減価償却累計額	4,243	9,441
有形固定資産合計		206,128
2.無形固定資産		7,082
3.投資その他の資産		
長期前払費用		2,060
その他		7,025
貸倒引当金		576
投資その他の資産合計		8,509
固定資産合計		221,719
繰延資産		628
資 産 合 計		698,001

科 目	金 額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	56,992	
1年内返済予定の長期借入金	467	
未払法人税等	2,856	
受託業務前受金	12,655	
前受金	3,930	
賞与引当金	3,414	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	264	
回数券払戻引当金	223	
その他	40,994	
流動負債合計		121,798
固定負債		
道路建設関係社債	293,095	
道路建設関係長期借入金	50,000	
長期借入金	1,305	
退職給付引当金	59,661	
役員退職慰労引当金	186	
ETCマイレージサービス引当金	6,648	
負ののれん	7,649	
その他	16,144	
固定負債合計		434,692
負債合計		556,490
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	47,500	
資本剰余金	55,497	
利益剰余金	35,554	
株主資本合計		138,551
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	
評価・換算差額等合計		9
少数株主持分		
少数株主持分	2,968	
少数株主持分合計		2,968
純 資 産 合 計		141,510
負債・純資産合計		698,001

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
・ 営業収益		806,771
・ 営業費用		
道路資産賃借料	468,516	
高速道路等事業管理費及び売上原価	277,242	
販売費及び一般管理費	53,183	798,942
営業利益		7,828
・ 営業外収益		
受取利息	212	
受取配当金	23	
負ののれん償却額	333	
土地物件貸付料	538	
持分法による投資利益	148	
違約金収入	515	
保険解約返戻金	481	
その他	746	3,000
・ 営業外費用		
支払利息	55	
有価証券売却損	1	
回数券払戻損	119	
支払補償費	79	
たな卸資産処分損	179	
その他	88	523
経常利益		10,305
・ 特別利益		
固定資産売却益	92	
前期損益修正益	401	
清算配当金	82	
その他	133	710
・ 特別損失		
固定資産売却損	61	
固定資産除却損	76	
投資有価証券売却損	326	
減損損失	68	
前期損益修正損	43	
その他	100	676
税金等調整前当期純利益		10,339
法人税、住民税及び事業税	3,775	
過年度法人税等	428	
法人税等調整額	227	4,432
少数株主利益		100
当期純利益		5,806

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成20年3月31日残高	47,500	55,497	29,747	132,745
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			5,806	5,806
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,806	5,806
平成21年3月31日残高	47,500	55,497	35,554	138,551

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	65	65	4,473	137,153
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				5,806
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	55	55	1,504	1,449
連結会計年度中の変動額合計	55	55	1,504	4,357
平成21年3月31日残高	9	9	2,968	141,510

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## 一 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱、西日本高速道路ロジスティクス㈱、西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱、西日本高速道路ビジネスサポート㈱

当連結会計年度において、新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート㈱を連結の範囲に加えております。

## 二 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 5社

会社の名称

九州高速道路ターミナル㈱、㈱NEXCOシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱

## (2) 持分法を適用しない関連会社の数及び会社等の名称

持分法非適用の関連会社数 1社

会社の名称 T S K㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社(T S K㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響は軽微であり、かつ、全体として重要性がないためです。

## 三 会計処理基準に関する事項

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(会計方針の変更)

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

（追加情報）

## 機械及び装置の耐用年数の変更

当連結会計年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ107百万円増加しております。

## 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## リース資産

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

## ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

## 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）

数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、原則的処理方法である平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ547百万円増加しております。

## 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)に基づくものであります。

これにより、当連結会計年度の発生額42百万円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額64百万円は特別損失へ計上しております。

## E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。

また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 四 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

## 五 表示方法の変更

連結貸借対照表

1. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「支払手形及び買掛金」(当連結会計年度末の残高は3,892百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
2. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「未払金」(当連結会計年度末の残高は28,579百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
3. 前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金」は、当社及び一部の連結子会社が、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記することいたしました。  
なお、前連結会計年度末における「役員退職慰労引当金」は、58百万円であります。

連結損益計算書

1. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「消費税等納付差額金」(当連結会計年度は276百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
2. 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度における「負ののれん償却額」は、206百万円であります。
3. 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度における「違約金収入」は、85百万円であります。
4. 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度における「保険解約返戻金」は、73百万円であります。
5. 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「回数券払戻損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度における「回数券払戻損」は、16百万円であります。
6. 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」及び「投資有価証券売却損」は特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。  
なお、前連結会計年度における「固定資産除却損」は、33百万円、「投資有価証券売却損」は、9百万円であります。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

## 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債293,095百万円（額面294,000万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円（額面45,000百万円）の担保に供しております。

## 二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574 百万円
東日本高速道路(株)	37,321 百万円
中日本高速道路(株)	23,330 百万円
合計	7,238,226 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427 百万円
--------------------	------------

日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	70,600 百万円
--------------------	------------

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	201,000 百万円
--------------------	-------------

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	95,000,000 株
------	--------------

## 4. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,458.34 円
一株当たり当期純利益金額	61.12 円

## 5. 重要な後発事象に関する注記

多額な社債の発行

当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券364億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	政府保証第19回西日本高速道路債券
発行総額	金150億円
利率	年1.4パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 金99円65銭
払込期日	平成21年4月16日
償還期日	平成31年4月16日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（社債（財投機関債）600億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	西日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金300億円
利率	年0.7パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 金99円98銭
払込期日	平成21年5月20日
償還期日	平成24年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

#### 多額な資金の借入

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議（借入金1,947億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行することとしております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金376億82百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年5月29日（予定）
返済期限	平成24年5月31日（予定）
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金400億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年6月26日（予定）
返済期限	平成24年5月31日（予定）
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

## 重要な契約の変更

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の議決に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3項第6項）を行い平成21年4月20日付けで許可を受けております。

これに伴い、平成21年4月29日付け関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り（買取価額370億円）、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししております。

また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋（道路部分）の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでおります。

これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなっております。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされております。

## 6. その他の注記

## 一 退職給付に関する注記

## (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

## (2) 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	100,963 百万円
(2) 年金資産	29,809 百万円
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	71,154 百万円
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	187 百万円
(5) 未認識数理計算上の差異	11,972 百万円
(6) 未認識過去勤務債務	534 百万円
(7) 連結貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	59,528 百万円
(8) 前払年金費用	133 百万円
(9) 退職給付引当金(7) - (8)	59,661 百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## (3) 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(注1)	3,927 百万円
(2) 利息費用	2,022 百万円
(3) 期待運用収益	871 百万円
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	49 百万円
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	440 百万円
(6) 過去勤務債務の費用処理額	32 百万円
(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	5,535 百万円

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

3. この他、転籍者に対する割増退職金を10百万円支払っております。

## (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	1.50% ~ 2.50%
(2) 期待運用収益率	1.00% ~ 3.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準（一部の連結子会社はポイント基準）
(4) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。)

## 貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		28,187
高速道路事業営業未収入金		68,455
未収入金		22,250
短期貸付金		364
有価証券		36,360
仕掛道路資産		292,666
原材料		451
貯蔵品		1,218
受託業務前払金		6,932
前払金		3,451
前払費用		1,191
繰延税金資産		560
仮払消費税等		6,998
その他の流動資産		198
貸倒引当金		25
流動資産合計		469,261
固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,534	
減価償却累計額	288	1,245
構築物	27,609	
減価償却累計額	2,948	
減損損失累計額	28	24,632
機械及び装置	77,381	
減価償却累計額	24,656	
減損損失累計額	39	52,685
車両運搬具	10,157	
減価償却累計額	5,675	4,482
工具、器具及び備品	5,658	
減価償却累計額	3,017	2,641
土地		0
建設仮勘定		3,127
無形固定資産		88,814
		3,709
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	15,583	
減価償却累計額	2,648	12,934
構築物	4,980	
減価償却累計額	1,482	3,498
機械及び装置	719	
減価償却累計額	395	324
工具、器具及び備品	39	
減価償却累計額	12	27
土地		68,484
リース資産	7	
減価償却累計額	0	6
建設仮勘定		32
無形固定資産		85,309
		35
		85,344

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	9,192		
減価償却累計額	2,172	7,019	
構築物	843		
減価償却累計額	295	547	
機械及び装置	141		
減価償却累計額	32	108	
車両運搬具	19		
減価償却累計額	18	1	
工具、器具及び備品	881		
減価償却累計額	358	523	
土地		11,051	
リース資産	2,205		
減価償却累計額	154	2,051	
建設仮勘定		399	21,703
無形固定資産			2,860
D その他の固定資産			
有形固定資産			
構築物	3		
減価償却累計額	0	3	
土地		1,376	1,379
E 投資その他の資産			
関係会社株式		4,458	
長期貸付金		246	
長期前払費用		1,984	
その他の投資等		1,833	
貸倒引当金		519	8,002
固定資産合計			211,813
繰延資産			
道路建設関係社債発行費		619	
繰延資産合計			619
資 産 合 計			681,693

科 目	金 額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金		65,562
1年以内返済予定長期借入金		144
リース債務		290
未払金		27,071
未払費用		860
未払法人税等		1,511
預り連絡料金		2,937
預り金		16,591
受託業務前受金		12,655
前受金		3,701
前受収益		6
賞与引当金		1,550
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		264
回数券払戻引当金		223
その他の流動負債		80
流動負債合計		133,450
固定負債		
道路建設関係社債		293,095
道路建設関係長期借入金		50,000
その他の長期借入金		422
リース債務		1,881
受入保証金		4,119
退職給付引当金		56,299
役員退職慰労引当金		43
ETCマイレージサービス引当金		6,648
関門トンネル事業履行義務債務		3,794
その他の固定負債		233
固定負債合計		416,539
負債合計		549,990
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金		47,500
その他資本剰余金		7,997
資本剰余金合計		55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	20,509	
繰越利益剰余金	8,196	28,705
利益剰余金合計		28,705
株主資本合計		131,703
純 資 産 合 計		131,703
負債・純資産合計		681,693

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書  
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
・ 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	614,493	
道路資産完成高	88,694	
その他の売上高	12,297	715,485
2. 営業費用		
道路資産賃借料	468,516	
道路資産完成原価	88,694	
管理費用	156,669	713,880
高速道路事業営業利益		1,604
・ 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
直轄高速道路事業収入	33,046	
受託業務収入	29,871	
S A・P A事業収入	9,801	
その他の事業収入	1,379	74,099
2. 営業費用		
直轄高速道路事業費	33,046	
受託業務事業費	29,829	
S A・P A事業費	6,576	
その他の事業費用	1,852	71,305
関連事業営業利益		2,794
全事業営業利益		4,399
・ 営業外収益		
受取利息		84
有価証券利息		80
受取配当金		10
土地物件貸付料		557
違約金収入		515
雑収入		294
営業外費用		1,542
・ 営業外費用		
支払利息		89
回数券払戻損		119
支払補償費		79
たな卸資産処分損		179
雑損失		25
経常利益		5,448
・ 特別利益		
固定資産売却益		90
前期損益修正益		401
その他特別利益		36
特別損失		527
・ 特別損失		
固定資産売却損		48
減損損失		68
前期損益修正損		43
過年度役員退職慰労引当金繰入額		24
その他特別損失		13
税引前当期純利益		5,777
法人税、住民税及び事業税		1,570
過年度法人税等		428
法人税等調整額		569
当期純利益		3,208

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	47,500	47,500	7,997	17,451	8,045	128,494	128,494
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立				3,058	3,058	-	-
当期純利益					3,208	3,208	3,208
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,058	150	3,208	3,208
平成21年3月31日残高	47,500	47,500	7,997	20,509	8,196	131,703	131,703

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。



## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 一 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券  
時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

## (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

（会計方針の変更）

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

## 二 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

（追加情報）

機械及び装置の耐用年数の変更

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ107百万円増加しております。

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 三 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

## (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

## (6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## (追加情報)

当社は、当事業年度より役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものであります。

これにより、当事業年度の発生額13百万円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額24百万円は特別損失へ計上しております。

## (7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

## 四 収益及び費用の計上基準

## 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 繰延資産の処理方法

## 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 六 表示方法の変更

## (損益計算書関係)

1. 前事業年度まで区分掲記しておりました「協定に基づく工事負担金」（当事業年度24百万円）は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

2. 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「違約金収入」は、85百万円であります。

3. 前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「回数券払戻損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「回数券払戻損」は、16百万円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

## 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債293,095百万円（額面294,000百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円（額面45,000百万円）の担保に供しております。

## 二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574 百万円
東日本高速道路(株)	37,321 百万円
中日本高速道路(株)	23,330 百万円
合 計	7,238,226 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427 百万円
--------------------	------------

日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	70,600 百万円
--------------------	------------

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	201,000 百万円
--------------------	-------------

## 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	417 百万円
短期金銭債務	26,655 百万円
長期金銭債務	923 百万円

## 四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	10,104 百万円
営業費用	79,559 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,946 百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	95,000,000 株
------	--------------

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
貸倒引当金	120 百万円
賞与引当金	627 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	106 百万円
退職給付引当金	22,791 百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,691 百万円
事業税	231 百万円
繰延資産	217 百万円
その他	534 百万円
繰延税金資産小計	27,320 百万円
評価性引当額	26,760 百万円
繰延税金資産合計	560 百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

## (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	13 百万円	4 百万円	8 百万円
工具、器具及び備品	1,567 百万円	831 百万円	735 百万円
無形固定資産（ソフトウェア）	86 百万円	70 百万円	16 百万円
合 計	1,667 百万円	906 百万円	760 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い  
ため、支払利子込み法により算定しております。

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	378 百万円
1年超	382 百万円
合 計	760 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い  
ため、支払利子込み法により算定しております。

## (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	432 百万円
減価償却費相当額	432 百万円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年以内	382,646 百万円
1年超	21,252,899 百万円
合 計	21,635,545 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、  
おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができること  
とされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機  
構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が  
生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることと  
されております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加  
えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されること  
となっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額  
を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算され  
ることとなっております。

なお、当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・  
債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を  
平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」  
の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成21年4  
月20日付けで許可を受けております。

これに伴い、平成21年4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り（買取価額  
370億円）、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡しして  
おります。

また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋（道路部分）の維持管理を  
引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画  
管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでおります。

これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う  
道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

## 一 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通大臣	(被所有) 直接 99.9%	役員の兼任 転籍2名 道路の新設等の 受託等	受託業務前受金 の受入 (注1)(注2)	62,237	未収入金	15,700
						受託業務前 受金	6,994

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

## 二 兄弟会社等

(単位: 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	468,516	高速道路事業営業未払金	24,511
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	88,694	高速道路事業営業未収入金	16,610
				債務の引渡及び債務保証(注1)	78,000	-	-
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	7,387,601	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	37,321	-	-
			料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	25,871	高速道路事業営業未払金	4,416
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	23,330	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

## 三 子会社及び関連会社等

(単位: 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	(所有)直接100%	役員の兼任3名 SA・PA事業	資金貸借取引(注)	-	預り金	10,001

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS(統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム)により資金が日々移動するため、取引金額は記載せず、期末残高のみ記載しております。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されております。
2. 期末残高には消費税等を含んでおります。

## 9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,386.35 円
一株当たり当期純利益金額	33.78 円

## 10. 重要な後発事象に関する注記

## 多額な社債の発行

当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券364億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	政府保証第19回西日本高速道路債券
発行総額	金150億円
利率	年1.4パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 99円65銭
払込期日	平成21年4月16日
償還期日	平成31年4月16日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（社債（財投機関債）600億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	西日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金300億円
利率	年0.7パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 99円98銭
払込期日	平成21年5月20日
償還期日	平成24年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

## 多額な資金の借入

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議（借入金1,947億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行することとしております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金376億82百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年5月29日（予定）
返済期限	平成24年5月31日（予定）
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関
借入金額	金400億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年6月26日（予定）
返済期限	平成24年5月31日（予定）
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

## 重要な契約の変更

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成21年4月20日付けで許可を受けております。

これに伴い、平成21年4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り（買取価額370億円）、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししております。

また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋（道路部分）の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでおります。

これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなっております。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされております。

## 11. 退職給付に関する注記

## 一 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

## 二 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	85,297 百万円
(2) 年金資産	19,104 百万円
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	66,192 百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	9,893 百万円
(5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4)	56,299 百万円
(6) 前払年金費用	- 百万円
(7) 退職給付引当金(5) - (6)	56,299 百万円

## 三 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(注1)	2,491 百万円
(2) 利息費用	1,719 百万円
(3) 期待運用収益	616 百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理	399 百万円
(5) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4)	3,994 百万円

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. その他、転籍者に対する割増退職金を10百万円支払っております。

## 四 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.00%
(2) 期待運用収益率	2.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

西日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

西日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特段指摘すべき事項は認められません。

( 2 ) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

( 3 ) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 2 1 年 6 月 3 日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 ( 社外監査役 )                      石川 浩三 印

社外監査役    惣福脇 亨 印

社外監査役    土岐 憲三 印

以上